

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月8日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第2号**

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表備考の号の表示に下線が引かれた別表備考の号（以下「削除別表備考」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表備考の号の表示及び削除別表備考を除く。）を次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後								改 正 前							
別表第1（第3条、第10条関係）								別表第1（第3条、第10条関係）							
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額	番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	(略)			0.35パーセント	(略)			1	(略)			0.45パーセント	(略)		
2	(略)			0.35パーセント	(略)			1	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ資金	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行う中小企業等経営強化法第16条第1項に規定する中小企業者	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	無利子	20年以内	3年以内	整備資金の100分の90以内
								2	(略)			0.45パーセント	(略)		

2 の 2	(略)	総合効率化計画 認定グループ事 業を行う流通業 務の総合化及び 効率化の促進に 関する法律（平 成17年法律第85 号。以下「流通 業務総合効率化 法」という。）第 2条第17号に規 定する中小企業 者	(略)	0.35パ ーセン ト	(略)
3	(略)			0.35パ ーセン ト	(略)
(略)					
5	(略)			0.35パ ーセン ト	(略)
(略)					
7	(略)			0.35パ ーセン ト	(略)
8	(略)			0.35パ ーセン ト	(略)
9	(略)			0.35パ ーセン ト	(略)
10	(略)			0.35パ ーセン ト	(略)

2 の 2	(略)	総合効率化計画 認定グループ事 業を行う流通業 務の総合化及び 効率化の促進に 関する法律（平 成17年法律第85 号。以下「流通 業務総合効率化 法」という。）第 2条第16号に規 定する中小企業 者	(略)	0.45パ ーセン ト	(略)
3	(略)			0.45パ ーセン ト	(略)
(略)					
5	(略)			0.45パ ーセン ト	(略)
(略)					
7	(略)			0.45パ ーセン ト	(略)
8	(略)			0.45パ ーセン ト	(略)
9	(略)			0.45パ ーセン ト	(略)
10	(略)			0.45パ ーセン ト	(略)

(略)			
13	(略)	0.35パーセント	(略)
14	(略)	0.35パーセント	(略)

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2)～(14) (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
20	(略)
21	(略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。

(略)			
13	(略)	0.45パーセント	(略)
14	(略)	0.45パーセント	(略)

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) (略)

(1)の2 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業 政令第3条第1項第1号イに掲げる事業のうち、省令第26条第2項の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(2)～(14) (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
20	別表第1備考第3号から第7号まで、第9号又は第10号に掲げる事業のうち、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第7条第3項に規定する認定計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
21	(略)
22	(略)